

みやま市地域福祉ネットワーク運用業務仕様書

1 目的

この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の規定及び、地域支援事業実施要綱（厚生労働省老健局平成18年6月9日老発第0609001号）に定める在宅医療・介護連携推進事業において地域福祉ネットワーク運用事業を行うことにより、行政機関、医療機関、介護事業所および居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャー（以下、事業所等という）の相互連携が可能なネットワークを構築し、その運用を行うことで、事業所等の相互の連携強化、連絡の円滑化を図ることを目的とする。

2 業務名

みやま市地域福祉ネットワーク運用業務

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

4 対象者

行政機関、医療機関、介護事業所および居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャー及び、指定介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所に所属するケアマネジャー

5 実施内容

受託者は、業務目的を達成するため、以下の業務を実施する。

(1) 連携ネットワークの構築・運用管理業務

受託者は、ネットワークのプラットフォームである専用基盤を用いて、導入の事業所等の相互連携ネットワークを構築すると同時に、その運用管理業務を行う。なお、情報漏洩等を防止するため、本業務において構築した連携ネットワーク外の者と、本ネットワークを用いた連絡等が行われることのないようにネットワークを構築すること。

(2) 利用方法・活性化等の研修会の開催

受託者は、本ネットワーク導入済、もしくは導入を検討している事業所等に対して、利用方法、運用方法、注意事項、業務改善提案等の活性化に向けた研修会を開催する。特に、情報漏洩防止のために事業所等が遵守すべき事項等については必ず説明し、理解を得ること。また、本ネットワーク導入済の事業所等に対しての研修会は、3～4

か月に1回程度を目安に開催することとし、事業所等から利用方法の説明等を求められた場合は、随時対応すること。

(3) 利用状況調査・集計・フィードバック業務

受託者は、本ネットワークの利活用状況調査を、導入事業所等に対して定期的を実施し、調査結果を資料にまとめ、提出すること。また、研修会等を通じて、事業所等に調査結果のフィードバックを行うこと。

(4) 個人情報の管理指導

受託者は、本ネットワークを導入する事業所等に対し、個人情報の適切な取扱いについて周知徹底すると同時に、個人情報の管理不十分、ネットワーク利用上の過失、ネットワーク外の者に利用させた等により生じた損害については、各事業所等が責任を負うことについて指導すること。

(5) コールセンターの整備

受託者は、事業所等からの質疑、問合せ等に対応するため、コールセンターを設けることとし、以下に定める日時において対応可能な体制を整えることとする。

・コールセンター対応日時

月曜日から金曜日の午前10時から午後5時

(祝日及び年末年始の休暇期間を除く)

なお、上記時間外においても、緊急時に連絡が取れるよう必要な措置を講じること。

(6) ネットワーク専用基盤及び専用アカウントの無償提供

受託者は、業務を遂行する目的として、ビジネスチャットツールのプラットフォーム専用のネットワーク構築基盤及び専用アカウントを用いて構築する。そのネットワーク専用基盤及び登録の必要に応じた専用アカウントは契約期間内無償提供とする。

(7) トラブル等への対応

受託者は、プラットフォームの提供元が発表する情報を常に収集し、セキュリティに関する情報や、ネットワーク導入者において対策すべき事項等の重要事項の発表があった場合、速やかに事業所等に説明するとともに、必要に応じて説明会を開催する。また、セキュリティ等においてトラブルが発生した場合や、脆弱性が発覚した際は、速やかに報告することとし、必要な対策を講じること。

6 個人情報の保護

受託者は、本業務が公共事業であることを認識し、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守したうえで、個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

7 支払方法

委託料は原則、年度ごとに支払うものとする。なお、年間にかかる費用については、事業完了後に支払うものとする。

8 その他

本仕様書に記載されていない事項で、法令上、社会通念上必要な事項は実施することとし、疑義・不明点が生じた場合は、双方で打ち合わせを行い、決定すること。